

務	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			

交 指 第 1 6 5 号
令 和 4 年 1 0 月 2 4 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県道路交通規則の一部を改正する規則の制定について

この度、青森県道路交通規則の一部を改正する規則（令和4年10月青森県公安委員会規則第13号）が別添のとおり制定された。

制定の理由及び内容については、下記のとおりであるから、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、様式に記載の引用条項に条ずれが生じたことから、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

別記様式第47号及び別記様式第50号中「第119条の2第1項第3号」を「第119条の2の2第2項」に改める。

3 施行期日

令和4年10月24日

本件：交通指導課指導取締係

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月二十四日

青森県公安委員会委員長

野呂知子

青森県公安委員会規則第十三号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四十七号及び別記様式第五十号中「第119条の2第1項第3号」を「第119条の2の2第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(表)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるとするに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

収入証紙貼り付け欄

別記様式第47号(第46条関係)

※受理年月日	年 月 日	年 月 日	
※受理番号	年 月 日	年 月 日	
※修了証明書交付年月日	年 月 日	年 月 日	
※修了証明書番号			

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

(申込者の氏名)

申 込 者	本 籍	〒 〇〇 〇〇 〇〇		
	住 所	〒 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇		
	電 話	() 〇〇 〇〇 〇〇	(自宅・携帯)	
	(ふりがな) 氏 名	性 別	男・女	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)
生 年 月 日	年 月 日	生 年 月 日		
勤務先その他の連絡先	電 話 () 〇〇 〇〇 〇〇			
受 講 希 望	年 月 日			

実 施	※受講年月日(修了考査)	年 月 日 から 年 月 日まで (年 月 日)	※ 修了考査の結果	含・否
	※受講場所			
	※受講番号			

記載要領 1 捺印欄には、記載しないこと。
2 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(表)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるとするに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

収入証紙貼り付け欄

別記様式第47号(第46条関係)

※受理年月日	年 月 日	年 月 日	
※受理番号	年 月 日	年 月 日	
※修了証明書交付年月日	年 月 日	年 月 日	
※修了証明書番号			

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

(申込者の氏名)

申 込 者	本 籍	〒 〇〇 〇〇 〇〇		
	住 所	〒 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇		
	電 話	() 〇〇 〇〇 〇〇	(自宅・携帯)	
	(ふりがな) 氏 名	性 別	男・女	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)
生 年 月 日	年 月 日	生 年 月 日		
勤務先その他の連絡先	電 話 () 〇〇 〇〇 〇〇			
受 講 希 望	年 月 日			

実 施	※受講年月日(修了考査)	年 月 日 から 年 月 日まで (年 月 日)	※ 修了考査の結果	含・否
	※受講場所			
	※受講番号			

記載要領 1 捺印欄には、記載しないこと。
2 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第 47 号(第 46 条関係)

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 修了証明書交付年月日	年 月 日
※ 修了証明書番号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

(申込者の氏名)

申 込 者	本 籍				
	住 所	〒 ー 都道府県 電 話 () ー (自宅・携帯)			
	(ふりがな) 氏 名		性 別	男・女	写 真 (縦 3.0 cm × 横 2.4 cm)
	生 年 月 日	年 月 日生			
	勤務先その 他の連絡先	電 話 () ー			
	受 講 希 望 年 月 日				

実 施	※受講年月日 (修了考査)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日)	※ 修了考査の結果	合・否
	※ 受 講 場 所			
	※ 受 講 番 号			

- 記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 写真は、申込み前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのものとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

収入証紙
貼り付け欄

別記様式第 47 号(第 46 条関係)

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 修了証明書交付年月日	年 月 日
※ 修了証明書番号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

(申込者の氏名)

申 込 者	本 籍				
	住 所	〒 ー 都道府県 電 話 () ー (自宅・携帯)			
	(ふりがな) 氏 名		性 別	男・女	写 真 (縦 3.0 cm × 横 2.4 cm)
	生 年 月 日	年 月 日生			
	勤務先その 他の連絡先	電 話 () ー			
	受 講 希 望 年 月 日				

実 施	※受講年月日 (修了考査)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日)	※ 修了考査の結果	合・否
	※ 受 講 場 所			
	※ 受 講 番 号			

- 記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 写真は、申込み前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのものとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

収入証紙
貼り付け欄

別記様式第 50 号(第 49 条関係)

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 交 付 年 月 日	年 月 日
※ 資 格 者 証 番 号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

申 請 者	本 籍				
	住 所	〒 ー 都道府県			
		電 話 () ー (自宅・携帯)			
	(ふりがな)			性 別	男・女
	氏 名				
者	生 年 月 日	年 月 日生		写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)	
	勤 務 先 其 他 の 連 絡 先	電 話 () ー			
証 明 書	番 号				
	交 付 年 月 日	年 月 日			

※ 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）。 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 写真2枚（うち1枚貼付）
-----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 記載事項
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

(裏)

誓 約 書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

青森県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

収入証紙貼り付け欄

別記様式第 50 号(第 49 条関係)

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 交 付 年 月 日	年 月 日
※ 資 格 者 証 番 号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

申 請 者	本 籍				
	住 所	〒 ー 都道府県			
		電 話 () ー (自宅・携帯)			
	(ふりがな)			性 別	男・女
	氏 名				
生 年 月 日	年 月 日生		写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)		
勤 務 先 其 他 の 連 絡 先	電 話 () ー				
証 明 書	番 号				
	交 付 年 月 日	年 月 日			

※ 添付書類	<input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）。 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 写真2枚（うち1枚貼付）
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 記載事項
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

(裏)

誓 約 書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

青森県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

収入証紙貼り付け欄

